

# 子どもの権利クイズ

～クイズで考える子どもの”いま”と”これから”～



作成：2022年11月20日（世界子どもの日）

クイズで考える、  
子どもの“いま”と“これから”

## クイズ1：「子ども」は何歳未満？

①16歳未満

②18歳未満

③20歳未満

④25歳未満

## クイズ1：「子ども」は何歳未満？

①16歳未満

②18歳未満

③20歳未満

④25歳未満

## クイズ1: 「子ども」は何歳未満?

① 16歳未満

② 18歳未満

③ 20歳未満

④ 25歳未満

子どもの権利条約では、  
子ども=18歳未満  
と定義している。

※ただし、国内の法律によって子どもを定義する年齢は異なる。

## クイズ2:世界の子どもの数は?

①13億5000万人

②23億5000万人

③33億5000万人

④43億5000万人

## クイズ2:世界の子どもの数は?

①13億5000万人

②23億5000万人

③33億5000万人

④43億5000万人

## クイズ2：世界の子ども数は？

① 13億5000万人

② 23億5000万人

③ 33億5000万人

④ 43億5000万人

2020年

・世界の人口

77億9479万人

・18歳未満

23億5367万人 (30.2%)



## クイズ3：日本の子どもの数は？

①1513万人

②1713万人

③1913万人

④2113万人

## クイズ3：日本の子どもの数は？

①1513万人

②1713万人

③1913万人

④2113万人

## クイズ3: 日本の子どもの数は?

① 1513万人

② 1713万人

③ 1913万人

④ 2113万人

2020年

・日本の人口

1億2647万人

・18歳未満

1913万人(15.1%)

## クイズ4：世界で働いている子どもの数は？

① 1億5200万人

② 1億6000万人

③ 2億2200万人

④ 2億4600万人

## クイズ4:世界で働いている子どもの数は?

- ① 1億5200万人
- ② 1億6000万人
- ③ 2億2200万人
- ④ 2億4600万人

## クイズ4:世界で働いている子どもの数は?

- ① 1億5200万人
- ② 1億6000万人
- ③ 2億2200万人
- ④ 2億4600万人

世界で働く子どもの人数は、  
2億2200万人  
そのうち、国際条約で禁止されている  
「児童労働」をしている子ども  
の人数は、1億6000万人  
(ILO, 2020年)

※児童労働とは、  
義務教育を妨げる15歳未満の労働  
または18歳未満の危険有害労働

## クイズ4：世界で働いている子どもの数は？

- ① 1億5200万人 (2016年の児童労働者数)
- ② 1億6000万人 (2020年の児童労働者数、世界の  
子どもの10人に1人)
- ③ 2億2200万人 (2020年の働く子どもの数)
- ④ 2億4600万人 (2000年の児童労働者数)

## クイズ5: 子どもの権利条約が国連で採択されたのはいつ?

①1969年

②1979年

③1989年

④1999年



## クイズ5: 子どもの権利条約が国連で 採択されたのはいつ?

① 1969年

② 1979年

③ 1989年

④ 1999年

1929年9月26日

国際連盟「児童の権利に関するジュネーブ宣言」を採択

1959年11月20日

国連総会で「子どもの権利宣言」を採択

1979年

「国際児童年」

1989年11月20日

すべての子どもに人権を保障する初めての国際条約『子どもの権利条約』が、国連総会で採択

## クイズ6：子どもの権利条約を 日本が批准したのはいつ？

①1974年

②1984年

③1994年

④2004年

## クイズ6：子どもの権利条約を 日本が批准したのはいつ？

①1974年

②1984年

③1994年 ※158番目

④2004年

クイズ7:子どもの権利条約に  
「子どもの権利」として書かれていることは?

①生きる権利

②育つ権利

③守られる権利

④参加する権利

クイズ7: 子どもの権利条約に  
「子どもの権利」として書かれていることは?

① 生きる権利

② 育つ権利

③ 守られる権利

④ 参加する権利

この条約は、前文と 54 条の本文からできていて、そこに共通する考え方がこの一般原則だよ。



一般原則？

## 「子どもの権利条約」の 4つの一般原則

- ・ 命を守られ成長できること
- ・ 子どもにとって最もよいこと
- ・ 意見を表明し参加できること
- ・ 差別のないこと



### 生きる権利



住む場所や食べ物があり医療を受けられるなど、命が守られること

### 育つ権利



教育を受けたり、遊んだりして成長できること

### 守られる権利



戦争や紛争、あらゆる種類の虐待、有害な労働などから守られること

### 参加する権利



自由に意見を表したり、団体を作ったりできること



## クイズ8:2023年4月に発足する 省庁の正式な名前は?

①こども庁

②こども家庭庁

③子ども庁

④こども若者庁

クイズ8:2023年4月に発足する  
省庁の正式な名前は?

①こども庁

②こども家庭庁

③子ども庁

④こども若者庁

## 子ども家庭庁が大切にしている3つの姿勢

1

子どもの目線、子育てをしている人の声を大切にすること

子どもの声を聴くことは、子どもを大切にすることの第一歩です。

2

地方自治体(都道府県・市区町村)と協力すること

子どもや子育てしている人に身近な地方自治体とよく話し合って協力していきます。

3

NPOや地域の人たちと話し合い、協力すること

子どもや若者、子育て支援を行っているNPO(社会の問題に取り組んでいる民間団体)や地域で活動している人たちとのつながりを強くし、話し合い、協力します。

## 子ども家庭庁の役割

### 政府の中の子ども政策全体の「リーダー」

●これまで、子どもに関係する仕事は、政府のいろいろな省や庁が別々に行っていました。これからは、「子ども家庭庁」が政府の中の子ども政策全体のリーダーになります。

●「子ども家庭庁」には、子ども政策を担当する大臣をおきます。その大臣は、他の大臣が担当する仕事(たとえば、文部科学省が担当する学校の仕事など)が十分ではないとき、もっと良くするように言うことができます。

### 新しい課題などに対応する

●社会の変化によって、次々と新しい課題が出てきます。これまでなかった課題、どの省庁が担当するかははっきりしなかった課題や対応が十分ではなかった課題に取り組みます。

## こども家庭庁の体制

こども家庭庁は、「内閣総理大臣」、「こども政策担当大臣」、「こども家庭庁長官」をリーダーにします。その人たちの下に、企画立案・総合調整部門、成育部門、支援部門という3つの部門をつくります。



### 総合調整部門 企画立案

#### 全体の取りまとめ

- ① こどもや若者の意見を聴いた上でのこども政策全体の企画立案
- ② 地方自治体や民間の団体との協力 etc

### 成育部門

#### こどもの育ちをサポート

- ① 妊娠・出産の支援や母親と小さなこどもの健康の支援
- ② 保育所や幼稚園など小学校に入学する前のこどもの育ち
- ③ 小中高生の居場所づくりや放課後児童クラブ
- ④ こどもの安全(性的被害や事故の防止) etc

### 支援部門

#### 特に支援が必要なこどもをサポート

- ① こどもの虐待防止やヤングケアラー(家族にケアが必要な人がいるため、家事や家族の世話などを行っているこども)などの支援
- ② 血のつながった家族以外と暮らしているこどもの生活の充実や大人になって社会に出ていくための支援
- ③ こどもの貧困やひとり親家庭の支援
- ④ 障害のあるこどもの支援 etc



## こども・若者から意見を聴いたり、 こども・若者が参加する仕組み

こどもや若者から意見を聴くために、いろいろな工夫をします。

たとえば、

- 意見を言いたいこども・若者を集めて、会を開く
- こども・若者が政府の会議などに参加できるようにする
- こどもに関する政策を決めるときには、こども・若者が政府に分かりやすく情報を伝え、政府に意見を送れるようにする  
(パブリックコメント)
- SNSなどこども・若者が参加しやすい方法で意見を聴くなどをしていきます。



クイズ9:2022年に成立し、  
2023年4月から施行される法律は?

①こども保護法

②こどもの権利法

③こども基本法

④こども若者法

クイズ9:2022年に成立し、  
2023年4月から施行される法律は?

①こども保護法

②こどもの権利法

③こども基本法

④こども若者法

## こども政策で大事にすること

「基本方針」では、こどもに関わる政策を進めるときに大事にすることを6つあげています。

### 1 こどもや子育てをしている人の 目線に立った政策を作ること

- こどもは、まわりの人に支えられながら、自分のことを決めたり、意見を伝えたりする主体です。「こども家庭庁」は、こどもの声をしっかりと聴いて、こどもにとって一番いいことは何かを考え、仕事をします。また、こどもや若者の社会との関わりを応援します。
- 一緒に住む家族の人数が少なくなったり、地域での助け合いが減ったりして、子育てが大変な家庭が増えています。子育てをしている人が、負担や不安を感じる事が減り、ゆとりを持ってこどもと向き合うことができると、こどものより良い成長につながります。そのため、子育てをしている人の意見も聴いて、仕事をします。



## こども政策で大事にすること

### 2 すべてのこどもが心も身体も 健康に育ち、幸せになること

- 児童の権利条約(すべてのこどもがもっている権利について定めた条約)の内容に従って、以下のとおり取り組みます。
  - ・すべてのこどもが、命を守られ、もって生まれた能力を十分に伸ばして成長できるようにします。
  - ・こどもにとって何が一番良いかを考え、決めたり、行われたりするようにします。
  - ・こどもは、自分に関することには自由に意見が言えるようにします。大人はその意見を、こどもの年齢や成長に合わせて、よく考えるようにします。
  - ・すべてのこどもは、一人の人として大切にされ、どんな理由でも差別されないようにします。
- こどもの成長を支援できるように、妊娠前から大人になるまでの間、健康や生活を支え、教育を受けられるようにします。
- すべてのこどもが、安全で安心して過ごせる居場所を持ち、いろいろな体験ができて、幸せな状態で成長していけるようにします。そのために、家庭、学校、職場、地域などのすべての人が協力します。
- 性別に関わらず、すべてのこどもが、自分の可能性を広げていけるようになります。



## こども政策で大事にすること

### 3 だれひとり取り残さないこと

- 虐待や貧困(物やお金が、生活のために十分ではないこと)など困難な状況にある子どもを含めて、すべての子どもが取り残されることのないようにします。そして、子どもが社会に参加できるようにします。

### 4 政府の仕組みや組織、子どもの年齢によって、子どもや家庭への支援がとぎれないようにすること

- 子どもがかかえる困難は、単純ではありません。いろいろなことが重なって、いじめ、不登校、ひきこもり、非行などにつながってしまいます。

- いじめ、不登校、ひきこもり、非行などは、子どもからのSOSかもしれません。家族にも、悩みがあるのかもしれない。



## こども政策で大事にすること

- 子どものかかえる困難を解決するには、いろいろな専門家が協力することが必要です。また、これまでは、子どもの年齢によって、子どもや家庭への支援がとぎれてしまうことがありました。「こども家庭庁」では、それぞれの状況に合わせて、支援がとぎれないようにします。

### 5 子どもや家庭が自分から動かなくても、必要な支援が届くようにすること

- 困っている子どもや家庭ほど、助けてと言うのが大変だったり、相談できることを知らなかったりすることがあります。子どもを支える人が、子どもや家族がいる場所に行く、SNSなどで自動的にお知らせが来るようにする、といった工夫をします。

### 6 子どもに関する調査・データを集め、それをしっかり政策にいかすこと

- 子どもの考え、子どもや家庭をとりまく状況、子どもを支える団体などについて集めた調査・データを政策にいかします。また、数字だけではなく、子どもの言葉なども大切にします。

# クイズで考える、 子どもの“いま”と“これから”

いくつ、正解できましたか？

クイズを振り返るなどして、  
子どもの権利について考えてみましょう!

## おわり

